日調連発第１８５号
平成２６年１０月３日

各土地家屋調査士会長　殿

日本土地家屋調査士会連合会長
日本土地家屋調査士会連合会共済会長

土地家屋調査士賠償責任保険における被害者治療費用等補償特約の導入について
（お知らせ）

当連合会の共済会事業につきましては、ご理解とご協力をいただき御礼申し上げます。

さて、標記保険は、被保険者が行う土地家屋調査士業務に関し、委託者又は第三者から損害賠償請求がなされ、被保険者が法律上の損害賠償責任を負い、請求された賠償金や争訟費用等を補償するものであります。

この度、法律上の損害賠償責任が発生しない場合においても、被保険者が土地家屋調査士業務を遂行する上で、被保険者の求めに応じて立会人等となった関係者に人身事故が発生し、身体に障害を被り、同人が通院、入院、重度の後遺障害の固定化（被るおそれのある場合も含む。）又は死亡について、保険会社の同意の下に、被保険者が負担することとされる治療費等の支弁を補償する「被害者治療費用等補償特約」（詳細は別添参照）を、平成 27 年 4 月 1 日以降に開始する標記保険に付加することとしましたのでお知らせします。

なお、賠償責任保険を、当連合会共済会を経由せず独自に実施している土地家屋調査士会におかれましては、補償内容の契約が異なるため、直ちに、本特約が適用されることになりませんので、保険制度の趣旨をご理解いただき、同様の枠組の導入についてご検討いただきますようお願いします。

引き続き、賠償責任保険への加入促進につきましても、特段のご配意を賜りますようお願いします。

保険証券に特約名称、「別紙添付特約」または特約コード88の記載がある場合、この特約が適用されます。

証券番号										

被害者治療費用等補償特約（通院補償あり）

第１条（保険金を支払う場合）

当社は、この保険契約に付帯される特別約款（以下「特別約款」といいます。）第１条（保険金を支払う場合）に損害の原因と規定されている事由に起因して、賠償責任保険普通保険約款（以下「普通保険約款」といいます。）第１条（保険金を支払う場合）①に規定する事故が発生し、身体の障害を被った者（以下「被害者」といいます。）がその身体の障害を直接の原因としてその事故の日からその日を含めて１８０日以内に、入院または通院し、重度後遺障害を被り（注）、または死亡した場合において、被保険者が治療費等を当社の同意を得て負担することによって被る損害に対して、この特約に従って、治療費等保険金を支払います。

（注）重度後遺障害を被り
重度後遺障害を被るおそれのある場合を含みます。

第２条（用語の定義）

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義に従います。

① 治療費等
原因となった事故の発生の日からその日を含めて１年以内に被保険者が負担した次のいずれかに該当する費用（注1）をいいます。

ア．被害者が入院または通院による治療を必要とする場合において、その治療に要した費用

イ．被害者が重度後遺障害を被った場合（注2）において、その原因となった傷害の治療に要した費用

ウ．被害者が死亡した場合において、葬祭に要した費用

エ．見舞品の購入、見舞金または弔慰金に要した費用。ただし、社会通念上妥当な額を限度とし、被害者が損害賠償請求を行う意思を有していないにもかかわらず、被保険者の社会的地位、取引上の政策、個人的同情等を理由としてなされる給付（注3）を除きます。

② 身体の障害
傷害または疾病をいい、これらに起因する後遺障害および死亡を含みます。

③ 後遺障害
治療の効果が医学上期待できない状態であって、被保険者の身体に残された症状が将来においても回復できない機能の重大な障害に至ったものまたは身体の一部の欠損をいいます。ただし、被保険者が症状を訴えている場合であっても、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見（注4）のないものを除きます。

④ 重度後遺障害
後遺障害のうち、別表１に記載するものをいいます。

⑤ 入院
治療（注5）が必要な場合において、自宅等での治療（注5）が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療（注5）に専念することをいいます。

⑥ 通院
治療（注5）が必要な場合において、病院もしくは診療所に通い、または往診により、治療を受けることをいいます。

（注１）費用
現実に支出した通常要する費用に限ります。

（注２）重度後遺障害を被った場合
被るおそれのある場合を含みます。

（注３）社会的地位、取引上の政策、個人的同情等を理由としてなされる給付
名目を問いません。

（注４）医学的他覚所見
理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査等により認められる異常所見をいいます。

（注５）治療
医師による治療をいいます。ただし、被害者が医師である場合は、被害者以外の医師による治療をいいます。

第３条（保険金を支払わない場合）

当社は、直接であると間接であるとを問わず、次のいずれかに該当する事由によって生じた治療費等に対しては、治療費等保険金を支払いません。

① 治療費等を受け取るべき者（注）の故意

② 保険契約者、被保険者または治療費等を受け取るべき者（注）の闘争行為、自殺行為または犯罪行為

③ 治療費等を受け取るべき者（注）と生計を共にする同居の親族または生計を共にする別居の未婚の子の行為

④ 被害者の心神喪失

⑤ 被保険者または被保険者の指図による暴行または殴打

（注）治療費等を受け取るべき者
被害者を含みます。

第４条（損害賠償金との関係）

この特約により治療費等保険金が支払われた後に、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担する場合には、この特約により支払われた治療費等保険金のうち、被保険者が負担すべき法律上の損害賠償責任部分に相当する額は、普通保険約款第２条（損害の範囲および支払保険金）（1）①に規定する損害賠償金として支払われるべき保険金に充当します。

第５条（支払限度額）

（1）この特約により当社が支払う治療費等保険金の額は、被保険者の数にかかわらず、

１回の事故につき被害者１名について、別表２に記載する金額を限度とします。

(2)この特約により当社が支払う治療費等保険金の額は、１回の事故について別表３に記載する金額を限度とします。ただし、既に支払われた治療費等保険金が第４条（損害賠償金との関係）の規定により損害賠償金として支払われるべき保険金に充当される場合、その充当される金額は、既に支払われた治療費等保険金の額から除くものとします。

第６条（他の保険契約等がある場合の支払保険金）

(1)治療費等について他の保険契約等（注1）がある場合において、それぞれの支払責任額（注2）の合計額が治療費等の額（注3）以下のときは、当社は、この保険契約の支払責任額（注2）を治療費等保険金の額とします。

(2)治療費等について他の保険契約等（注1）がある場合において、それぞれの支払責任額（注2）の合計額が、治療費等の額（注3）を超えるときは、当社は、次に定める額を治療費等保険金の額とします。

区分	治療費等保険金の額
① 他の保険契約等（注1）から保険金または共済金が支払われていない場合	この特約の支払責任額（注2）
② 他の保険契約等（注1）から保険金または共済金が支払われた場合	治療費等の額（注3）から、他の保険契約等（注1）から支払われた保険金または共済金の合計額を差し引いた残額。ただし、この特約の支払責任額（注2）を限度とします。

（注１）他の保険契約等

この保険契約の全部または一部に対して支払責任が同じである他の保険契約または共済契約をいいます。

（注２）支払責任額

それぞれの保険契約または共済契約について、他の保険契約または共済契約がないものとして算出した治療費等に関して支払うべき保険金または共済金の額をいいます。

（注３）治療費等の額

それぞれの保険契約または共済契約に免責金額の適用がある場合は、そのうち最も低い免責金額を差し引いた額とします。

第７条（治療費等保険金の請求）

(1)当社に対する治療費等保険金の請求権は、被保険者が治療費等を負担した時から発生し、これを行使することができるものとします。

(2)被保険者が治療費等保険金の支払を請求する場合は、普通保険約款第２６条（保険金の請求）(3)の規定による書類または証拠のほか、次の書類または証拠のうち、当社が求めるものを提出しなければなりません。

保険金請求に必要な書類または証拠
① 公の機関（注）の事故証明書
② 治療費等の請求書または見積書等治療費等の発生を証明する書類
③ 被害者以外の医師の診断書
④ 被害者またはその法定相続人の受領証等治療費等の支払を証明する書類

(3)治療費等保険金の請求権は、(1)に定める時の翌日から起算して３年を経過した場合は、時効によって消滅します。

（注）公の機関

やむを得ない場合には、第三者とします。

第８条（普通保険約款の読み替え）

この特約については、普通保険約款を次のとおり読み替えて適用します。

① 第４条（保険料の払込方法）(2)、第５条（保険責任のおよぶ地域）、第７条（告知義務）(6)、第８条（通知義務）(4)および(5)、第１５条（重大事由がある場合の当社による保険契約の解除）(2)ならびに第２２条(追加保険料領収前の事故)(1)および(2)の規定中「事故による損害」とあるのは「事故に起因する治療費等」

② 第６条(保険金を支払わない場合)の規定中「損害賠償責任を負担することによって被る損害」とあるのは「事由に起因する治療費等」

③ 第６条（保険金を支払わない場合）①、②および④から⑨までの規定中「損害賠償責任」とあるのは「治療費等」

④ 第１５条（重大事由がある場合の当社による保険契約の解除）(1)①、第２７条（保険金の支払）(1)および(2)ならびに第２８条（代位）(1)の規定中「損害」とあるのは「治療費等」

⑤ 第２７条（保険金の支払）（注１）の規定中「第２６条（保険金の請求）(3)」とあるのは「第２６条（保険金の請求）(3)および被害者治療費等補償特約第７条（治療費等保険金の請求）(2)」

第９条（特別約款等の読み替え）

この特約については、特別約款およびこの保険契約に付帯される他の特約における保険金を支払わない場合の規定中、「損害賠償責任」または「賠償責任」とあるのを、「治療費等」と読み替えて適用します。

第１０条（準用規定）

この特約に規定しない事項については、この特約の趣旨に反しない限り、普通保険約款および特別約款の規定を準用します。

保険証券に特約名称、「別紙添付特約」または特約コード88の記載がある場合、この特約が適用されます。

証券番号										

別表１　重度後遺障害

区分	後遺障害の内容
第１級	①　両眼が失明したもの ②　咀しゃくおよび言語の機能を廃したもの ③　神経系統の機能または精神に著しい障害を残し、常に介護を要するもの ④　胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、常に介護を要するもの ⑤　両上肢をひじ関節以上で失ったもの ⑥　両上肢の用を全廃したもの ⑦　両下肢をひざ関節以上で失ったもの ⑧　両下肢の用を全廃したもの
第２級	①　一眼が失明し、他眼の矯正視力（視力の測定は万国式試視力表によるものとします。以下同様とします。）が 0.02 以下になったもの ②　両眼の矯正視力が 0.02 以下になったもの ③　神経系統の機能または精神に著しい障害を残し、随時介護を要するもの ④　胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、随時介護を要するもの ⑤　両上肢を手関節以上で失ったもの ⑥　両下肢を足関節以上で失ったもの
第３級	①　一眼が失明し、他眼の矯正視力が 0.06 以下になったもの ②　咀しゃくまたは言語の機能を廃したもの ③　神経系統の機能または精神に著しい障害を残し、終身労務に服することができないもの ④　胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、終身労務に服することができないもの ⑤　両手の手指の全部を失ったもの（手指を失ったものとは、母指は指節間関節、その他の手指は近位指節間関節以上を失ったものをいいます。）

別表２　１回の事故につき被害者１名についての支払限度額

区　　分	支払限度額
被害者が死亡した場合	５０万円
被害者が重度後遺障害を被った場合（被るおそれのある場合を含みます。）	５０万円
被害者が入院した場合	１０万円
被害者が通院した場合	３万円

別表３　１事故限度額

次の①または②のいずれか低い額とします。ただし、保険証券にこの特約の１事故限度額として異なる金額が記載されている場合には、その額を適用します。

① この特約が付帯される特別約款の身体障害の１事故限度額
② １，０００万円

土地家屋調査士特別約款(抜粋)

第１条（保険金を支払う場合）

当社は、賠償責任保険普通保険約款（以下「普通保険約款」といいます。）第１条（保険金を支払う場合）の規定にかかわらず被保険者またはその業務の補助者その他使用人が、日本国内において土地家屋調査士または土地家屋調査士法人としての業務（以下「業務」といいます。）を遂行するにあたり発生した次のいずれかに該当する事故（以下「事故」といいます。）により、業務の委託者またはその他の第三者より提起された損害賠償請求について、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害（以下「損害」といいます。）に対して、保険金を支払います。

① 被保険者が業務遂行のために所有、使用もしくは管理する施設によって生じた他人の身体の障害もしくは財物の滅失、破損もしくは汚損（以下「施設危険」といいます。）

② ①に掲げる事故のほか被保険者またはその使用人その他被保険者の業務の補助者が業務を遂行するにあたり、職業上相当な注意を用いなかったことにより業務の委託者あるいはその他の第三者に財産的損害を与えたこと。（以下「土地家屋調査士業務危険」といいます。）ただし、普通保険約款第６条（保険金を支払わない場合）③の規定は、被保険者が業務に付随して管理する他人の印鑑、疎明書類および図書についてはこれを適用しません。

第２条（被保険者）

この特別約款において、被保険者の範囲は次のとおりとします。

① 記名被保険者が土地家屋調査士である場合には、被保険者の業務の補助者たる土地家屋調査士は、被保険者の業務の補助者として業務を行う限りにおいて、被保険者とします。

② 記名被保険者が土地家屋調査士法人である場合には、その土地家屋調査士法人の社員は、その土地家屋調査士法人の業務を行う限りにおいて、被保険者とします。

第３条（土地家屋調査士の業務の範囲）

この特別約款において第１条（保険金を支払う場合）の「業務」とは、他人の依頼を受けて不動産の表示に関する登記について必要な土地または家屋に関する調査、測量または申請手続をすることをいいます。

第４条（保険期間と保険責任の関係）

当社は、普通保険約款第３条（保険責任の始期および終期）に掲げる保険期間中に被保険者に対し、損害賠償の請求がなされた場合に限り保険金を支払います。

第５条（保険金を支払わない場合）

当社は、直接であると間接であるとを問わず普通保険約款第６条（保険金を支払わない場合）に規定する損害のほか、被保険者が次のいずれかに該当する損害賠償責任を負担することによって被る損害に対しては、保険金を支払いません。

① 航空機、昇降機、自動車(注1)、船舶(注2)または車両(注2)の所有、使用もしくは管理に起因する賠償責任。ただし、被保険者が業務に付随して管理する他人の印鑑、疎明書類および図書については除きます。

② 施設の新築、修理、改造または取壊し等の工事に起因する損害。ただ

以下、省略